別記様式第３号（第８条関係）

【議会基本条例第10条第１項関係】

政策等情報の説明資料

令和元年１２月定例会

議案の件名	議案第８０号 交野市企業立地促進条例の制定について	政策等の区分	計画・事業・[条例] その他（　　）

〈政策等の概要〉

市内企業の立地を促進するため、産業集積促進地域に事業所を新増設や建て替えをする事業者に対して、奨励金を交付し、住工混在の防止、産業集積・促進及び雇用創出を図る。

〈他の自治体の類似する政策等との比較〉

北河内では、７市のうち３市（枚方市、門真市、大東市）が制度を制定している。

〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）

総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源

〈政策等を必要とする背景〉

住工混在に伴う諸問題の発生による操業環境の悪化や工場の老朽化に伴う建て替え等により、市外へ転出する事業者が増加傾向にあり、市内産業の衰退化及び住工混在の加速化に伴う操業環境の悪化等がますます懸念される。

この現況のなか、本条例を制定し、産業集積促進地域に企業立地する事業者に対して、奨励金を交付し、住工混在の防止、産業集積・促進及び雇用創出を図る。

〈将来にわたる効果及びコストの状況〉

新増設や建て替えをする事業所等にかかる固定資産税相当額及び都市計画税相当額の５０％を５年間、奨励金として交付する。また上記の事業に併せて、償却資産の購入や人材雇用をした場合、別途奨励金を交付し、市内企業の立地促進、市外への流出抑制及び雇用促進を図る。

〈提案に至るまでの経緯〉

６月～９月　制度設計に関する協議
（交野市工業会７回、北大阪商工会議所１回、交野市産業振興基本計画推進会議２回、令和元年度第１回交野市産業振興対策審議会）
８月　１日～８月３０日　パブリックコメント実施
９月１３日　令和元年度第２回交野市産業振興対策審議会

〈総合計画等の整合〉

“かたのサイズ”をめざす像（主要３つ）	６０．第二京阪道路によってまちが活性化して潤っている。 ６９．近くに働く場があり、時間にゆとりを持って暮らせる。 ７０．まちで営まれている事業をみんなで盛り上げている。

○その他の計画（該当する場合のみ）

計画名称	①交野市産業振興基本計画　②交野市都市計画マスタープラン
策定年度	①平成２６年度　②平成２３年度
計画期間	①１０年間（平成２６年度から令和５年度） ②１０年間（平成２３年度から令和２年度）

〈市民参加の状況〉

[有]・無　（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）

０件（令和元年８月１日から８月３０日まで実施）

〈政策等の実施時期〉　令和２年４月１日

担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）
総務部	地域振興課	[有]・無　制度概要、対象エリア図

議案第８０号　参考資料
総務部　地域振興課

交野市企業立地促進条例の制定について

１．条例制定の目的

住工混在に伴う諸問題の発生による操業環境の悪化や工場の老朽化に伴う建て替え等により、市外へ転出する事業者が増加傾向にあり、市内産業の衰退化及び住工混在の加速化に伴う操業環境の悪化等がますます懸念される。

この背景のなか、本条例を制定し、産業集積促進地域に企業立地する事業者に対して、奨励金を交付することで、企業立地を促進し、住工混在の防止、産業集積・促進及び雇用創出を図る。

２．条例の内容

第１条　条例の目的について
第２条　用語の定義について
第３条　奨励金の交付対象者について
第４条　奨励金の交付対象事業について
第５条　交付対象事業の指定について
第６条　指定事業の変更の承認について
第７条　奨励措置等について
第８条　奨励金の額について
第９条　届出について
第１０条　現地調査について
第１１条　指定の取消しについて
第１２条　地位の承継について
第１３条　奨励金の交付申請について
第１４条　奨励金の交付決定について
第１５条　奨励金の交付について
第１６条　交付決定の取り消し等について
第１７条　指定事業者の努力義務について
第１８条　委任について

３．施行日

令和２年４月１日から施行する。

対象エリア

交野市企業立地促進条例（案）　概要

１．背景と課題

・住工混在に伴う諸問題の発生により事業者の操業環境が悪化

→住工混在の抑制、工場の老朽化及び事業拡大等への対応の必要性が高まる

・近隣の他府県や北河内地域のインフラ整備がされ、利便性が向上

２．目的

・ものづくり中小企業等の投資や新規立地の促進

・住工混在の防止に努め、事業者の操業環境を保全し、市外への転出を防止

・既存または新規で雇用状況の維持・創出

３．方向性

・市で、工場や研究開発機関にかかる新築、増築及び人材雇用等の補助制度を創設

・府の補助制度と併用可能にし、府と市で一体となって支援

４．府の制度

補助メニュー	補助内容	限度額
投資の補助 ※投資額１億円以上	家屋・機械設備等の 5% ※操業開始日の府内常用雇用者の総数が交付申請時の数を下回らないこと	3,000万円
法人事業税の補助	操業開始翌年度及び翌々年度の法人事業税相当額の 50% ※申請時に府内常用雇用 10 人以上、府内新規雇用 5 人以上を確保すること	2,000万円
不動産取得税の軽減	対象不動産の取得に係る不動産取得税相当額の 50% ※対象不動産の取得に関して市町村の講ずる優遇をうけた企業	2 億円

５．市の制度

項　　目	内　　容
対 象 者	下記の①から⑤のいずれも満たすこと。 ①中小企業者であること ②対象エリアで対象業種を営んでいること ③市税の滞納がない法人又は個人であること ④騒音、公害防止等について、法令で定める適正な措置を講じること ⑤暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当しないこと ※ただし、①に該当しなくても、本社機能を有する事業所等を市内へ新設し、本店として登記する、かつ②から⑤のいずれも満たす場合は、対象者とする。
業　　種	製造業 情報通信業 学術研究、専門・技術サービスのうち学術研究機関
対象エリア	概ね工業地域及び準工業地域（対象エリアの①～⑤） ただし、府の補助金の対象エリアについては、（対象エリアの①、③）
対象事業	①建物の新築　②建物の増築　③建物の建替　④償却資産の購入 ⑤交野市民の新規雇用 ※④、⑤のみの利用は不可
交付金額	・対象事業にかかる建物と償却資産の固定資産税相当額及び都市計画税相当額の 1/2 を補助 ・新規雇用に関しては、１人につき 10 万
条　　件	①建物新築：取得する建物の延床面積が 100 ㎡以上 ②建物増築：建物の延床面積を 50 ㎡以上増設させ、既存建物の延床面積と併せて 100 ㎡以上の増設 ③建物建替：対象エリアに有する工場等滅失させ、新たに建物の延床面積が 100 ㎡以上の工場等を設置 ④償却資産の購入：新たに設置した償却資産または既存の建物に設置した償却資産の取得合計額が 1,000 万円以上 ⑤新規雇用：操業開始日の前後 90 日以内に本市の市民を雇用し、雇用された者が最初に対象事業所等で勤務した日から１年以上継続して勤務し、かつ直近１年の報酬の支払い総額が 100 万円以上
上限額	１年１事業者につき、 建物 500 万円、償却資産 400 万円、人材雇用 100 万円
補助期間	5 年